

第6章 「保護に係る諸手続」

公会堂の保存及び活用に係る改修等を行う場合に、文化財保護法等に基づいて必要となる主な手続きについて示す^{注1}。手続きに要する書類（申請書、届出等）は函館市教育委員会から北海道教育庁を通して文化庁へ提出する。

6-1. 文化庁長官の許可を必要とする場合

下記の3つの行為において文化庁長官の許可が必要となる。手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。なお、旧函館区公会堂では復原を含む根本修理を終えていることから、今後は原則として現状変更は行わない。

(1) 文化財建造物の現状を変更しようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

根本修理などに伴い、文化財建造物を指定時の姿から変更することをいう。

1) 許可を必要とする場合

- ・ 改造する場合（間仕切りの取り付けまたは撤去、窓の取付など）
- ・ 構造、形式、規模を変える場合
- ・ 部材の材種、寸法、工法を変える場合
- ・ 建設当初または改変後のある時期の姿に復原しようとする場合
- ・ 移築または曳家をする場合
- ・ 建物の建つ地盤の高さを変える場合
- ・ 大規模な構造補強

2) 許可を必要としない行為

- ・ 維持のための措置及び影響が軽微な小修理（ただし「修理届」を提出）
- ・ 災害による損傷や被害の拡大防止のための応急処置（ただし処置後に速やかに「き損届」を提出）

(2) 文化財建造物の保存に影響をおよぼす行為をしようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

文化財建造物そのものに対する行為だけではなく、災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいう。

1) 許可を必要とする場合

- ・ 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築する場合
- ・ 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ・ 文化財建造物の周辺における切土、盛土など、周辺の耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- ・ 文化財建造物の内部に、受付など防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- ・ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合
- ・ 文化財建造物から直接型取りを行う場合
- ・ 障壁画など文化財建造物の一部に、強い光線をあてて写真の撮影などを行う場合

2) 許可を必要としない行為

- ・ 十分な養生をした上での保守点検や設備更新など、影響が軽微な管理のための行為

注1 本章については『文化財保存・管理ハンドブック[三訂版]—建造物編—』（文化庁文化財部参事官(建造物担当)、2012、全文連）を参照。

(3) 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき（文化財保護法第 53 条第 1 項）

1) 許可を必要とする場合

- ・所有者以外の者が主催する展覧会や、催し物の一環として建造物も展示物の一部として公開する場合
- ・建造物の部分など移動可能なものを博物館などに出品する場合

2) 許可を必要としない行為

- ・文化財の公開を所有者あるいは管理団体自体が行う場合

6-2. 文化庁長官への届出を必要とする場合

(1) き損届（文化財保護法第 33 条第 1 項）

重要文化財建造物の所有者等は、所有する重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、き損の拡大を防ぐ応急措置を施し、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。

(2) 修理届（文化財保護法第 43 条の 2）

重要文化財建造物の修理を行う場合、修理に着手する 30 日前までに、工事内容を記した「修理届」を提出する。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、また現状変更の許可を受けて修理を行う場合などは修理届は不要である。

(3) その他

- ①管理責任者を選任し、解任し、または変更したとき（文化財保護法第 31 条第 3 項、第 32 条 2 項）
- ②所有者が相続や譲渡などにより変更したとき（文化財保護法第 32 条第 1 項）
- ③所有者または管理責任者が氏名、名称又は住所を変更したとき（文化財保護法第 32 条第 3 項）

これらの事項は、20 日以内に文化庁長官に届出なければならない。

6-3. 函館市の許可を必要とする場合

(1) 伝統的建造物群保存地区内で現状を変更しようとする場合（文化財保護法施行令第 4 条）

1) 許可を必要とする場合

- ・建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却
- ・建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・土石の類の採取
- ・前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの

2) 許可を必要としない行為

- ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為
- ・その他の行為で条例で定めるもの

6-4. 本保存活用計画の変更

本計画の内容を変更するときには、変更の内容について、文化庁・北海道教育庁・函館市教育委員会と事前に協議し、合意を形成した上で行う。